

平成30年第8回（定例）高砂市教育委員会 会議録（要旨）

日時

平成30年6月28日午後1時30分

場所

高砂市役所南庁舎4階研修室

出席者

衣笠教育長、山名委員、吉田委員、神尾委員、布施委員

出席事務局職員

永安教育部長、都筑教育推進室教育総務課長、赤松学校教育室学校教育課長
北野学校教育室学務課長、四方教育推進室生涯学習課係長
福原こども未来部長、塚本子育て支援室幼児保育課長

本日の会議に付した事件

議案

- 1 高砂市奨学金受給者の決定について（平成30年度）

協議事項

- 1 社会教育関係団体登録要綱の改正について

報告事項

- 1 平成30年度就学援助認定予定者数について
- 2 幼児教育アドバイザー事業実施要綱について
- 3 高砂市議会平成30年6月定例会の報告について
- 4 高砂市教育委員会事業後援承認一覧について
- 5 文化財の県指定申請について

その他

- 1 学校給食費の改定について
- 2 7月行事予定について

議 事 議案 1 高砂市奨学金受給者の決定について（平成 30 年度）

- 事務局 （議案 1 について説明）
- 委員 A 基準額を超過した方 18 名の方がいらっしゃるということなのですが、この方々は非認定ということによろしいのでしょうか。
- 事務局 はい。
- 委員 A それは、基準額が認定の主となるものということですか。
- 事務局 基本的には所得基準で判定いたしますが、主たる生計者の病気など、相応の理由がある場合は、この教育委員会で審議していただき、決定することになります。
- 委員 A 申請された方の中でかなり高所得者の方もいらっしゃいます。これは明確な基準というのが申請者に理解されていないのではないかと思います。
- 事務局 従来からそのようなご意見もいただき、学校のほうに一式申請書類を送る際にも、校内での精査をお願いするように、また、基準の表もつけておりますので、基準を超える方は認定されませんという記載をしているのですが、やはり時々このように高額所得の方も、そのまま学校を通じて事務局へ送って来られます。
- 委員 A あまり学校での網が機能していないということですね。学校の先生が見て、それを提出しているだけだったなら、何のために基準があるんだと思ってしまうます。
- 教育長 備考欄に、基準を上回っているのだけれども、こういう理由で申請しますということで、そのご家族の方は、この理由で、上回っていてもこの理由があれば通るんじゃないかなという思いで多分申請をされていると思うのですが。
- 委員 A その前、申請をされた段階で、先生のほうから、これだと通らないと思いますよと伝えることは可能だと思うのですが。
- 委員 B もちろん、第一の窓口は学校になると思うのですが、学校側も想像はできるけれども、具体的な所得は把握してないので。申請される方も所得制限等はご存じの上で出されているのだからという思いもあったりして、学校でも難しいと思いますけどねということは、多分口添えはされているかなと思うけれども、もう出さないでくださいと、そこまではなかなか言えないのが現実かなと、そういうふうに経験上思います。
- 教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。
- そうしましたら、議案の 1 については承認していただいたということで、ありがとうございました。
- 協議事項の 1 番、社会教育関係団体登録要綱の改正について、お願いします。

議 事 協議事項 1 社会教育関係団体登録要綱の改正について

- 事務局 (協議事項1について説明)
- 委員C この社会教育団体とはどのような団体がおられますか。
- 事務局 現在、14団体が登録されておりまして、まず高砂市連合婦人会、高砂市連合PTA協議会、高砂市老人クラブ連合会、高砂市人権教育協議会、高砂市文化連盟、高砂市生涯学習振興会、高砂市子ども会育成会連絡協議会、日本ボーイスカウト高砂第2団、続きまして高砂青年会議所、ガールスカウト兵庫県第71団、高砂市レクリエーション協会、高砂市青少年健全育成連絡協議会、高砂市体育協会、高砂市スポーツ少年団、以上14団体です。
- 教育長 社会教育関係団体のことで合致していると思えますけれども、合致していないところがもしあれば、そこは新しい改正案のもと、補修を加えていくといえますか、アドバイスしていくということでもいいですかね。
- 事務局 そうですね。高砂市と加古川市の共同で行っているところで、今は加古川市のほうで活動されているところも出てきていたりしますので、そういうところを見直しました。また、新たに今後認定する団体が出てきた折に、第2条2項にある「認定する団体、過去1年以上の実績があり」など、新しい団体を受け入れる場合の規定の見直しも必要かなということで、今回修正しております。
- 委員C 団体の構成員が10人以上というのは何か意味はあるんですか。
- 事務局 社会教育事業を年間を通じて継続的という部分で、あまり少ない団体でしたら、そういうのは難しいのではないかとこのところでは。
- 委員A この団体活動に関する年間報告とか、そういうのは出てくるのですか。活動実績などの報告がなされて、それを確認して、ちゃんとした活動ができているということで承認されるというようなことは。
- 事務局 毎年7月の段階で更新の時期がありまして、その際に必ず前年度の事業報告、決算報告等をこちらに出していただいて、それをまた社会教育委員の会議でチェックしまして、今年度の新しい認定、8月1日から認定という形になりますので。教育委員会のほうにも報告させていただいております。
- 委員A わかりました。
- 教育長 では、協議事項の1よろしくお願いたします。では、先に報告事項の2番のところの幼児教育アドバイザー事業実施要項について説明をお願いします。

議 事 報告事項2 幼児教育アドバイザー事業実施要綱について

- 事務局 (報告事項2を説明)
- 教育長 説明いただきました。ご意見何かございますか。
- 委員C 実施要綱の中には、何回まで行けるのかというのが書いてないのですが、1つのところからの依頼に関して制限はあるのですか。

- 事務局 制限回数というのは基本的に考えておりません。原則としまして1カ月前に依頼をいただいて、次の月に訪問するという形を考えておりますので、園のほうからの依頼に対して1回の訪問で終わる場合もありますし、また来月も来てほしいという形で依頼がある場合もあると思いますので。
- ただ、考えておりますのは、月に同じ園が何回も何回もということではなくて、1カ月1回ということになるのかなと考えております。ただ、制限というのはありませんので、特に何回までという決まりはないです。
- 委員C アドバイスするに当たっては、月1回単発で行って、それでほんとうに有効なアドバイスを与えることができるかということになると、若干難しいかなと思います。問題があったときに来てほしいといったときは、詰めて何回か来てほしいという要求があると思うのですが、そういう要求を月1回だからということでは受けられないのでしょうか。
- 事務局 回数に決まりはございませんので、必要に応じて協議をしていただいで行っていただくと。確かにおっしゃるように、一回行ってすぐに問題が解決するわけではないと思いますので、その辺は回数は特に制限しておりません。
- 委員B 私も、1日ではなかなか解決しないことが多いと思うので、連続で2日とか3日とかがあったほうがいいのかと思うんです。申請様式を見させていただいたら、1日区切りという書き方になっています。何時から何時まではいいんですけれども、何月何日から何月何日まで、といった記入欄がないと、この表だけ見ると1日だけという形になっていると思いますので、それは変えたほうがいいのかと思います。
- 事務局 おっしゃるとおりで、確かにこれは日単位でという記載内容になっておりますので、そこの部分に関して修正させていただきます。あと、実際にこれが出てきた段階で園とアドバイザーの先生との間で話し合いをさせていただいて、どういう研修をするのかという形で打ち合わせをしますので、その中で、例えば2日連続で来てほしいとかいう部分に関しては日程調整をさせていただいて、対応はできるような形には考えております。
- 委員C 要綱は30年4月1日から施行すると書いていますが、この制度は今年からのものですか。去年アドバイザーとしておられた先生がおられたと思うのですが。
- 事務局 この4月から幼児教育アドバイザーという、この名前で新たなこの事業を始めさせていただくのですが、28年、29年に子育て支援アドバイザーという形で、公立の認定こども園のほうに出向いていただいて、子育て支援事業というのを行っていただいていたんです。それにプラスしまして、今年度から幼児教育アドバイザーも教育委員会の所管ということで兼務という形でさせていただくという形になりました。
- 委員C では子育て支援アドバイザーと、幼児教育アドバイザーとはオーバーラップするんですか。

- 事務局 行っていただく先生については同じ方になります。
- 28年、29年と、認定こども園で行わなければいけない子育て支援事業というのがありました。園も立ち上げということもありまして、子育て支援アドバイザーの先生らに行っていただいております。この30年度からは、もう2年たちましたので、子育て支援事業については園のほうでやっていただくこととなります。そのため子育て支援アドバイザーとしての仕事というのが、この30年度から減りましたので、今回こういう質の向上ということも考えまして、幼児教育アドバイザーをそこに一緒に兼務させていただいたということです。
- 委員C 園に任せていくということであれば、子育て支援アドバイザーの制度というのはなくなっても良いのではないのですか。前の場合は公立4こども園に関してしか介入しないことだったのが、今回は私立の分まで含めて介入しようとしている。その辺の制度が、同じようなアドバイザーという名前がありながら、2つの実施要綱みたいながあると非常に紛らわしいと思うのですが、これに関しての整合性はどうやってとるのかなと思うのですが。
- 事務局 28年、29年に行った子育て支援アドバイザーの分も、この幼児教育アドバイザーの要綱の中に包括されたような形になっております。子育て支援アドバイザーとしての仕事は全くないのかといいますと、そうではなくて、去年までに子育て支援事業というのはアドバイザーの先生たちにさせていただいていたのですが、それは園のほうに移ったと。それ以外の先生の相談業務でありますとか、いろんなものがまだ残ってきていますが、その部分は引き続きやっていただくという形になります。要綱が2つあるというのではなく、こちらの新しい要綱のほうに集約されたという形になります。
- 委員D 5点ほど、お聞きしたいことがあります。まず、子育て支援事業というのと今回の幼児教育アドバイザーというのとは、ちょっと質の違うものだと私は感じています。園長先生たちが定年退職された後で、若い園長先生たちにバトンタッチしたところなので、3人の園長先生経験者の方たちというのがすごく保護者にとっても安心感になりましたし、「大丈夫、大丈夫」と年配の先生に言っていただくだけで安心するみたいな心理もありますので。そういう意味で、どちらかというと、子育て支援事業という、保護者と子供のほうに重きを置いてやっていただいていたなという気持ちなんです。
- 今回の幼児教育アドバイザーというのは、3・6・3の幼・小・中の教育の12年間の一部として考えて、この時期にはこういうことをしておかなかったら12年後につながらないみたいな世界だと私は感じています。ですから、一緒にしてしまうと、ここで仕事をする方は迷われて大変かもしれないので、これは子育て支援事業、これは幼児教育アドバイザーということで、仕事を明確にさせていただいたほうがいいかなと思うのです。そういう意味で、こういう要綱をつくっていただいたというのはいいことだと思うんですが、事業実施要綱となっ

ていますけど、多くが派遣事業に関してのものですよね。幼児教育アドバイザーにはほかにもいろんな事業があると思うのです。ですから、派遣事業実施要綱にこれは特化していますので、実施要綱というものにするのであれば、派遣以外の業務も要綱の中に入れていただいたほうがいいのかと思います。そのところが派遣に特化したのなら、これは派遣のもので、別に事業要綱というのが別にあるとかいう形のほうがいいのかと思います。

それで、目的のところ「資質の向上を図ることを目的とする」と書かれているのですが、これは、私は手段だと思うのです。ほんとうの目的は、幼児期の教育・保育の質を高めることだと思うのです。その手段として保育士の資質の向上であるなどがあると思いますので、ぜひとも目的のほうには「教育の質を高める」「保育の質を高める」という言葉を入れていただけたらなと思います。

それと、事業内容の中に、やはり小中との連携というのも入れておいていただけたらいいかなと思いますので。やっぱり教育とついたら、幼・小・中が一連の仕事をしなきゃいけないし、俯瞰的に見ていただかなければいけないと思いますので。そのところも、入れられたら入れていただきたいと思います。

それと、派遣の方法で、他の派遣事業実施要綱なんかを見ますと、派遣申請について、継続派遣と単発派遣に分けて書いてあったりするのですね。ですから、今はどうなるかわからないかもしれないのですけれども、いずれ継続派遣と単発派遣に分けなきゃいけないのではないかなと思うのです。

それと、最後にお聞きしたいのは、この職務の監督というのがどこになるのかということですが、それは文章化している派遣要綱もあるのですけれども、職務の監督というのはどちらになるのでしょうか。

以上になります。よろしく申し上げます。

○教育長 たくさんご指摘いただきました。まず幼児教育アドバイザーの事業というのがありますけど、派遣事業じゃないかというあたりは。計画的な派遣までは要請されて、それに応じた、希望したというのがあるのですが、派遣事業というほうが適切な表現じゃないかということですが。

○委員D この実施要綱に関しては派遣事業について書かれているように思うのです。それ以外にも事業内容というのがあると、全体の先生方に対する研修など、派遣されなくてもすることというのは、いろいろまた出てくると思います。そちらもあるので、事業実施要綱ということであれば、そういうことも入れておくほうがいいのかと思いますし、派遣に関してのことでまとめていらっしゃるでしたら、派遣事業実施要綱とされたほうがいいのかということなのですが。

○事務局 これは確かに派遣の内容が主になっているのですけれども、実施要綱の4番になるんですけど、「その他市及び市教育委員会が幼児教育・保育の質の向上のために必要とする業務」という、その内容のところ、こちらのほうから依頼

して研修を企画してほしい、こういった内容の研修をしてほしいということで、お願いして研修等、研修を実施していただいていますので、派遣だけではなく、そういった研修の実施、計画、企画実施というのも行っていただけたらなということで、4番にその一文を入れさせていただきます。

○教育長 よろしいですか。それと、2つ目としては、目的が保育教諭、保育士の資質向上が目的と書かれているのですが、資質向上によって教育・保育の質を高めるということのほうが主な目的じゃないかということですが、それはどうですか。

○事務局 もちろん教育・保育の質を高めるという大きな目標があるのですが、この実施要綱については、まずその教育・保育の質を高めるための、先生方の資質の向上というところで書かせていただいたということです。どこまでを書くかというのは非常に難しいのですが、子育て支援のほうは、子育てをされている世代の保護者に対するところが大きかったということも事実ですし、幼児教育アドバイザーの部分というのは、そこで勤務をされている先生方への質の向上というところでは、

ただ、先生方の仕事で大きく考えると、子供たちに対する対応であるとか、そういう教育の質でも重要ですし、保護者対応というのも非常に重要な先生方の仕事の1つとなっております。そういったことですので、保護者の方にどういった対応をしていくのか、子育て支援をしていくのかというところを支援事業の中でアドバイザーの先生から学んでいただくというところでは、先生の質を高めるというところも十分含まれているとは考えておりました。

ですから、そこをどう書くかというところは、また今後、教育委員会ともよく相談したいとは思いますが、まず幼児教育アドバイザーというところでは、先生方の資質向上をしないといけないという、もっと具体的なところの実施要綱を今回定めたということです。ただ、大きな目標は、おっしゃるとおりだと思います。

あと、継続とか単発の派遣の方法もあるのではないかと、ということにつきましては、これは最初に日にちの問題であるとか、そういったところで、今後、継続の派遣の要望があれば対応できるような形というのは、ちょっと検討していく必要があるのかなと思います。

あと、この職務の監督のところも言われておりましたけれども、子育て支援事業に関しては主にこども未来部、辞令は2カ所から出ておりますので、教育委員会も、こども未来部もそれぞれが監督の義務を負っていくということになるのではないかと思います。派遣して園に出ていくということであれば、指導主事の先生も行っていただきますし、こども未来部のほうに兼務辞令を受けている副課長のほうも出ていくこととなりますので、両方が指導監督というところも必要なのではないかと考えています。

○教育長 要綱を今から変更するということは不可能なのですか。

○事務局 今年度、実施要綱を作成した一番の目的というのは、される先生方もどこまでの仕事をしたらいいのか、また、受ける側の園にしても、どういったことの要望ができて、この先生方に何をお願いできるのかというところを明確にすることです。そうしないと、そういうアドバイザーという肩書の先生がいらっしゃいますだけでは、なかなかわからないところで、今年つくらせていただいたので、今年度、1年間やってみて、もう少し詳しく書かないといけないところであるとか、省けるところとかももちろん出てくると思いますので、それは今後、教育部ともよく相談をさせていただいて検討させていただきたいと思います。

○教育長 たくさん貴重なご意見をいただいたので、来年度、実際にやってみた中で、言葉であるとか、内容の部分、目的の部分のほうを検証させていただいて検討するというところでいいですか。目的のところでも「保育教諭及び保育士の質の向上を図ることで教育・保育の質を高めることを目的とする」とか、これを入れたら大分イメージが違ってきますからね。これだけを見ると、幼児教育アドバイザーの方のための、どんな活動をするかということを示したという内容にとれるので、しっかりと教育・保育の質を高めていくんだ、また、小学校と中学校との連携もしっかりとしていくんだということも狙いの中にもありましたので、そのあたり、今日いただいたご意見をもとに1年間振り返ってみる中で、もう一度見直していただくということで、よろしくをお願いします。

要は計画的な事業としてのアドバイザーの方の関わりであったり、または計画的な訪問、派遣というのが一方であり、または園の依頼に応じて行く派遣もあるという、両面でこのアドバイザーの方を活用して、民間も含めたこども園、保育園、幼稚園の質をきちっと担保していくということが狙いということですよ。事業の従事者のところも教育アドバイザーがありますし、教育委員会としても、ここにアドバイザー及び指導主事とするとか、何か入れたりするところも必要かなと思ったりする部分もありますので。今年はもうこれでいかせていただいて、実施する中で、今たくさんご意見いただいたことも踏まえて、もし変える必要があるところが出てきたら、また出していただいて変えていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

ほかにございませんか、アドバイザーのことで。

○委員A 4月1日からこれは施行されていて、実績的にはこのアドバイザーの業務というのは頻繁に派遣されているのですか。そういう実績はどうなんでしょうか。

○事務局 この幼児教育アドバイザーというのは4月1日から施行するという事なんですけれども、この要綱の関係とか、やり方についてちょっと時間を要しましたので、4月、5月に関しましては、アドバイザーの先生に定期的に各園を回っていただいています。6月から派遣依頼というのを各園から出していただいて、7月以降、本格実施という形をとらせていただきたいと思います。ですので、幼児教育アドバイザーのこの派遣という形での実績はまだない状況です。今ち

ようど各園から依頼が上がってきている状況です。

○教育長

よろしいでしょうか。

では、少し課題が残りましたが、1年間の活動の中でまた検討していくということで、よろしくをお願いします。

そうしたら、報告事項の1のほうの平成30年度就学援助認定予定者数について説明をお願いします。

議 事 報告事項1 平成30年度就学援助認定予定者数について

○事務局 (報告事項1について説明)

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

そうしたら、特にないようですので、これについては承認いただいたということでお願いします。

それでは、報告事項の3番目ですけど、高砂市議会平成30年6月定例会の報告についてお願いします。

議 事 報告事項3 高砂市議会平成30年6月定例会の報告について

○事務局 (報告事項3について説明)

○教育長 説明は終わりました。何かご質問はございますか。

○委員B 学力向上に向けて学生スタディパートナー、これはすごく重要で、学生のほうも経験が残っていくということで、いい事業だと思っているのですが、今週の土曜日ぐらいに第1次の採用試験等が始まると思うんですけども、登録とかも高砂市内に来ていますか。

○事務局 この時期というのはまだ少ないですけども、教育実習が6月ぐらいにあって、そのまま、その学校でお願いしますという風にしていただくのもあります。実習が2学期になるところもありますので、それが終わってからまた続けて来ていただけますかというので来ていただいているのもあります。また、大学によって3年生で実習というところもありますので、4年生になってから、またそのままの同じ学校でスタディパートナーとしてということに来ていただいていることもあります。

○委員B 例年、6月の教育実習に来てくれた時点で、こんな制度があるからぜひ登録してほしいというのを願うのですが、その時点ではもう大学の所在地等の、別の場所で登録している生徒が多いのです。結果的になかなか高砂市の自分の母校等で派遣事業に参加している子が少なかったのです。

正直、この時点ではもう遅いと思うので、もう少し早く声かけするなりしていかないと、学生たちはそういう仕組みがあれば来たいという気持ちはあります

ので。市のほうから誰か早く声をかければ、ぱっと来てくれると方も多いと思います。来ていただければ非常に役に立つし、生徒にも、それから学生諸君にも、みんないいと思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局 教育実習の申し込みに1年前ぐらいに大体来られますので、そういう機会も見つけながら、これから声をかけて早めに確保していきたいなと思います。

○委員C 去年は何人スタディパートナーはおられました？

○事務局 小学校で18人です。1人の学校もありますし、3人の学校もあります。それから中学校については6人、1校に1人が29年度の実績です。大体1校で25回が目安になっております。

○教育長 1人のところは1人の方が25回、3人だったら、その3人で25回を振り分けて25回と、そういうことですか。

○事務局 はい。

○教育長 この質疑についての何かご質問とかはございますか。よろしいでしょうか。特にないようですので、次、報告事項の4番、高砂市教育委員会事業後援の承認一覧について説明をお願いします。

議 事 報告事項4 高砂市教育委員会事業後援承認一覧について

○事務局 (報告事項4について説明)

○事務局 加印平和のための戦争展につきましては、現在その承認を保留してございまして、ご意見等を伺いたいと考えてございます。これに伴いまして、事前に事務局のほうで確認していますが、高砂市のほうにもこちらの後援申請が出ておりまして、企画総務課のほうではもう承認済みです。また、近隣で加古川市のほうも事前確認したところ、承認していますということでお聞きしている状況です。

○教育長 市は公認しているとのこと。加古川市も市と教育委員会に申請が出ていて、市も教育委員会も後援を承認したと。ここでお諮りする、ほかのものは全て承認を決定している中、これをあえてするということは、記念講演の内容ですか。

○事務局 そうですね。以前に一度、承認取り消したこともありまして。今回、事務局としては大丈夫かなという内容では受け取っているんですけど、教育委員会のほうで一度、見ていただいたほうがいいかなと思ひまして。

○教育長 ということですけど、何かご質問、ご意見はございますか。

○委員C これとは別のことで聞いていいですか。「乗年記念のら戌」というのがよくわからないのです。これ、前からも出たことがあるのですか。

○事務局 これは今年度初めての申請で、自身の研鑽と書の伝統文化の普及継承のためということで、書の作品の展示をされるとのこと。

○委員C 題目からわからないんですけど、乗年記念のら戌、これはどういう意味なんで

すか。

- 事務局 乗年が48歳という話は聞いております。
- 委員C それはご自分の48歳の記念の展示会ということですか。
その場合個人的色彩の強い事業は後援するのは適当でないと思ったと思いますので。
- 事務局 代表だけではなく心響会というところから出されると聞いておりますので、会の年数かもしれませんが、一度申請者に確認させていただきます。
- 教育長 では、乗年記念のら戌、仮称となっていますので、この名称については異論があるようなご意見がありましたので、そのあたりを確認していただいて、承認についても一応、名称の変更が難しければ保留という形の意見も出ていますので、できるだけ名称等を考えていただくということで進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。
そうしたら、3番の戦争展のところでご意見をいただけますか。
- 事務局 以前、後で出してきたチラシが過激な発言になっていたので取り消したことがあります。
- 委員D 今回出されている資料からだったら、詳しい内容の判断ができないので、一応承認させていただいて、過激な内容にはならないですよという念押しだけしておいていただけたらいいのかなと思います。
- 教育長 ご意見をたくさんいただいて、ちょっと気になる部分はあるんですけども、後援の承認をしないという大きな理由、政治色が濃いと何か規定がありますけれども、そこに該当するかどうかの判断はなかなか難しい面もあるのですが、承認をして、あまりにも特定の政治団体に利害が及ぶようなことであれば、もうこれは取り消すことも考えながら、承認はしてもいいんじゃないかというご意見が多かったと思いますので、承認ということで事務を進めてください。
今その後援についてのご質問とかご意見はございますか。
そうしたら、乗年記念のところちょっと課題は残っていますが、あとについては承認ということで、あとの事務を進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。
それでは、報告事項の5番、文化財の県指定申請について説明をお願いします。

議 事 報告事項5 文化財の県指定申請について

- 事務局 (報告事項5について説明)
- 教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見はございますか。
特にご意見がございませんので、そうしたら、申請についての事務を進めてい

ただくことに了解いただいたと、そういうことでよろしく申し上げます。

議 事 その他 1 学校給食費の改定について

○事務局 （その他 1 について説明）

○教育長 何かご質問はございますか。

○委員 D ほかのことでちょっと聞きたいのですが。さきの地震で高槻市で塀が落ちましたけど、高砂市内は大丈夫でしょうか。

○事務局 高砂市の学校施設ですけれども、高槻のような高くて長い距離のブロック塀というのは学校施設の中にはございません。ただ、建築年も違いますので、中には現在の建築基準法の規定とずれているものが幾つかございました。まず 1 つは屋外トイレの目隠しのような形でブロックを積んでいる分があります。中には鉄筋も入っていますし、頑丈にはつくっているのですが、控え壁という出っ張りの部分がないものがございます。それが 3 校ございました。あともう 1 つは、小学校にあります、ボールをぶつけて遊んだり訓練をしたりする、ブロックで作った大きな壁で、投てき板というものがあります。その後ろに控え壁があるのですが、直近の建築基準法ですと、その控え壁の間隔が 3.4メートル以下という形になっています。建築年次が相当古いものがありますので、頑丈にはつくってあるのですけれども、その控え壁の間隔が規定よりも長いというものが幾つか見つかりました。地震による影響や被害は一切ございません。私どもといたしましては、まずトイレの目隠し板につきましては、あるからその危険性がどうしても拭えないという部分がございますので、それはまず撤去をさせていただく。それから投てき板につきましては、その控え壁の間隔が長いということです。新たにその真ん中に控え壁を新設いたしまして、法律に適合した形にさせていただこうと考えております。

○委員 C 前に学校訪問をしたときに問題になった、米田小学校の中庭の大きくなり過ぎた木の剪定を考えないといけないと思います。それと軒下が落ちているところ、欠けているところがあったので、小学校の中庭が立入禁止になっていました。それはやっぱりおかしいと思うので、あの立入禁止を外すために修理しなければいけないし、採光の問題からも、あの中庭の木をどうにかしないとだめかなと思います。

○事務局 米田小学校なのですが、その木以外に周囲に対する迷惑物件となる木がございました。ですので、今年はそれをまず伐採させていただいております。

中庭の木につきましては、次の段階になるのかなとは考えておりますので、またそれにつきましても学校のほうとは相談をさせていただきます。

あと、学校に訪問し、中庭の立入禁止の関係につきましても話をしました。もちろん、軒のモルタルが浮いている部分が落ちているというのもありますの

で、それは一度、全部たたいて落としているのは落としております。あと、草木の現状から、なかなか整理がしがたいという部分もあって、とめているということもございますので、中庭の整理につきましても、また一遍、学校のほうと話はしたいと考えています。

○委員C 整備しにくいからといって先送りになってきているから、学校側としては気になっているだろうと思いますので、早急にしてあげないとだめかなと思います。また、今の施設のこととは別で、いじめの問題に関して、教育委員会の中での伝達の状態がほんとうにスムーズに行っているのかどうか。先日神戸市であったように、先生が書類を紛失したり、校長が知らなかったことがあったりして、ある部署でとまってしまうことってやっぱりあると思うのですね。その辺の意思の疎通がきちんとできているかどうか、情報が共有化できているかというのを、他市であったことを転機にチェックしていかなければならないと思います。当然してくれていると思うんですけど、再確認しないと。いじめなんかは、あったら学校の中だけで終わらせてしまっていたりすることがありますので。全て素直に、事案は事案できちんと真摯に向き合わないダメだと思うので、みんなで共有してほしいと思います。

○教育長 いじめについても、今、神戸市の例を出されましたけど、お隣でも、尊い命が失われていたり、そういったことを、よそのことだと受けとめるのではなくて、しっかりとうちに置きかえて考えていくということをしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では次にその他2の7月の行事予定をよろしくをお願いします

議 事 その他2 7月行事予定について

○事務局 (その他2について説明)

○教育長 教育委員さんの参加していただく行事もありますので、よろしくをお願いします。

○事務局 8月の話になるのですがけれども、総合教育会議を予定しております。テーマなのですがけれども、教育委員さん方につきましては、来月の7月の定例会までに案がありましたら出していただきたいと考えています。その7月の定例の教育委員会終了後、協議をさせて、8月9日に向けてちょっとお話をさせていただきたいなと思っております。

○教育長 7月のその定例の教育委員会では、そのテーマのご意見いただくような形をとればよいということですね。

○事務局 教育委員会と市長との協議でございますので、教育委員会の中での意思統一というか、一定の下ごしらせは必要かと考えております。事務局側としましては、学習指導要領等の改正もございますので、英語教育とICT教育あたりがいかかかなと考えております。もちろんそれに限定するものではございませんので、

各委員さん方のほうで何かあれば、お願いしたいと考えます。

○委員B ICT教育って、具体的にどういうことをやるんですか。

○事務局 イメージ的に考えていますのは、タブレットですとか、そういったものの導入や活用というふうなところをイメージしています。

○教育長 2020年から小学校でプログラミング教育というのが導入される予定なのですが、そのためには全校生、全部1人というのは無理にしても、ある程度教室で活用して、プログラミングをできるように、英語についても学習指導要領で小学校高学年、導入されますので、どちらもある程度の条件整備をしていかないといけない状況であります。

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。ほかに、よろしいですか。これで第8回の定例の教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

平成30年6月28日 午後4時48分 教育長会議の閉会を宣告
